

2016年 加賀・小松・金沢連続「公開研究講座」

ふたたび採択を許さないために

(共催) いしかわ教育総研 教育政策部会

教育の危機を考える会・小松

2016.7.30 (土) 14:00～

小松市白江町第一地区コミュニティセンター

教育総研 田村光彰 (元北陸大学教員)

I 育鵬社版教科書 歴史・公民教科書の問題点 (0) 初めに

- ①育鵬社版歴史・公民テキストは、相手の主張を書かず、「異なる見解」にふれない(領土問題など多数)。そこで「異なる見解」を授業で提示することで、この教科書を「反面教師」として利用する視点に立ちたいと思います。
- ②前回の採択(2011年)で育鵬社を採択しながら、今回(2015年)別の教科書を選んだ採択地区から、その取り組み、運動を学びたいと考えます。

(1) 育鵬社版 歴史・公民教科書の特徴：多面性、多角性の欠如

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| ①自画(国)自賛のナルシズム | ②国家主義 |
| ③「労働者」不在 | ④天皇(制)賛美 |
| ⑤アジア侵略を「自存自衛」と賛美 | ⑥女性史不在 |
| ⑦社会的弱者、沖縄の軽視 | ⑧明治期の賛美(明治憲法、明治期の賞賛) |
| ⑨相手の立場に立たず、一方的な現政府の主張(領土問題) | |

(2) 文科省：多面性・多角性の推奨

- ①「中学校学習指導要領」「目標」(4)：資料使用の推奨
「様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。」(文部科学省「現行学習指導要領・生きる力」文科省HP)
- ②資料提示、多面・多角的考察→反対意見、相手側の主張→育鵬社版を<反面教師>として使用

(3) 多面・多角的考察のために：相手の立場・主張を提示

①領土問題：政府の一方的な主張、政府広報誌と化す

1) 改訂検定基準

2014年1月 文科省は「改訂検定基準」を発表

政府見解や最高裁の判例に基づいた記述の掲載を求める

同時に、社会科「学修指導要領解説」を出す

以来、中学校社会科の全教科書に竹島、尖閣列島が登場

2) 育鵬社版歴史教科書

竹島、北方領土は日本の「固有の領土」(以下177)

韓国とロシアが「不法占拠」し、尖閣列島も「固有の領土」であり、「領有権の問題はそもそも存在しません」

相手の国の主張にふれず、日本政府の見解をそのまま書かせる「国定教科書」作りが加速

3) 竹島(独島)、尖閣列島：アジア侵略史のなかで「領有」

竹島（独島）は、教科書によれば「1905（明治38）年に領有する意思を再確認」した、という。これは1905年1月28日の閣議決定である。

1904.8.22 韓国と第一次日韓協約

- ・財務に日本人顧問を、外交に日本外務省勤務の外国人を就任させ、「顧問政治」を始める
- ・さらに協約に定められていない警務、軍事、宮内府にも顧問を置き、韓国の外交・政治行政全般を掌握
- ・日本の韓国侵略の過程であり、韓国が外交的に主張ができないときの閣議決定である。

4) 明治政府：竹島は少なくとも日本領土ではない

- ・竹島（独島）問題

a) 明治政府は、領土意識が本格化する明治初期に2度も所属の決定をする

1870（明治3）年、外務省の報告書：「朝鮮付属」

（内藤正中「竹島は日本固有領土か」『世界』2005年6月、58頁）

1877年（明治10）年、内務省：「本邦無関係」（同、59頁）と記す。

明治政府は、前者（1870）で朝鮮領土、後者（1877）で日本領土ではない、と決定
共通点は＜少なくとも日本領土ではない＞と言えよう。

b) 外務省のHPは、江戸時代から「竹島＝日本領土」論を主張しているが、明治政府自身が決定した明治初期の「朝鮮付属」「本邦無関係」には一行もふれず、一気に1905年の閣議決定に跳んでいる。賢明な中学生には、よき反面教師となるであろう。

江戸時代		「日本領」
明治時代	1870	} 記述なし
	1877	
	1904-05	
		日露戦争
	1905	閣議決定（外務省HP）

c) さらに、教科書は、日本が「国際司法裁判所J C J」に付託することを提案していますが、韓国が拒否しています」（177頁）と断じ、拒否の理由を書かない。

- ・では、仮に韓国が応じてJ C Jに付託し、判決が出たとする。
- ・だが最近、日本政府は捕鯨問題でJ C Jの判決に従わない「反国際法」の姿勢をとる。

J C Jは、2014年3月、日本の調査捕鯨は「科学調査」ではないとし、「中止を命じた」（『毎日新聞』2015年10月29日）。

しかし、日本は従わない姿勢を示した。「国際法を重視すると言ってきたのに、自らないがしろにする行為」（同）も反面教師に好適だ。

5) 同様に日本政府は、尖閣諸島も1895年1月の閣議で沖縄県に編入したという。

- ・「沖縄県に編入した」時

a) 朝鮮の植民地化を求めた日清戦争の最中の、既に日本の勝勢が決した1895年1月

b) 日清戦争後の下関条約で遼東半島・台湾・澎湖諸島の割譲は条文で決まったが、尖閣は「戦勝に乗じてこっそりと領有した」（村田忠禧『史料徹底検証 尖閣領有』花伝社、2015年、120頁）。そしてこの領有を「国際的、国内的に公式に表明していない」（同）ので「まさに『窃取』と呼ぶしかない」（同）

6) 相手の主張書かず

- ・日本政府、2014年11月17日、日中関係の改善に向けて合意（上記村田忠禧氏）
- ・日中双方は「異なる見解を有していると認識し、対話と協議を通じて」（外務省HP）信頼関係の構築に努力するという（同氏講演録「中国の台頭、『大国化』をどう受け止めるのか」2016年2月11日）。

- ・だが、教科書は「異なる見解」を書かない。これでは生徒に、競走馬と同様に、左右両隣が視界に入らないよう遮眼帯をつけさせているのに等しい。
- ・欧州連合 EU は、「国境なきヨーロッパ」の構築に努力し、独とポーランド、独とデンマークの領土問題を相互信頼の醸成で解決した。これを一例として、東アジア共同体の創設で解決する方法もあることを示すべきであろう。

②日本の、非武装・無防備都市への空爆・空襲にふれず

1) ハーグ条約違反

- ・この教科書の記述

第二次大戦末期の米軍の爆撃は「国際法で禁じられている商業地、住宅地にも無差別に行われ」(239)、

特に「東京大空襲の(中略)おびただしい被害」(同)を出した

「東京裁判」の項でも再度「アメリカ軍による都市空襲」(256)を取り上げる。

- ・ここでふれられている国際法

a) 1907年のハーグ条約付属書「陸戦の法規慣例に関する規則」である。

b) 1911年に日本は批准している。

c) この条約には、第一次世界大戦を間近に控え、無防備都市、非武装都市を、空からの爆撃(戦略爆撃)、陸上での毒ガス、戦車、機関銃、海での潜水艦による攻撃から守る主旨も込められていた。

第25条「防守されない都市の攻撃」では次のように謳われている。

「防守せざる都市、村落、住宅又は建物は、如何なる手段に依るも、之を攻撃又は砲撃することを得ず」(小田滋、石本泰雄編『解説条約集』三省堂、1986年、496頁)

- ・この条約のみならず、次に述べるパリ不戦条約をも守らなかったのは、日本であった。

2) パリ不戦条約違反

- ・第一次世界大戦

それまでの馬と大砲による戦闘から、飛行機、化学兵器(毒ガス)、戦車、潜水艦という大量殺戮兵器が使われ、女性、子ども、老人、障害者、社会的弱者が大量に犠牲になった。

- ・1928 そこで国際連盟は、全3条からなる「パリ不戦条約」を調印

第一条「締約国は、国際紛争解決の為戦争に訴うることを非とし(中略) 国家の政策の手段としての戦争を放棄する」(同『解説条約集』、476頁)

第二条「一切の紛争又は紛議は、その性質又は起因の如何を問わず、平和的手段に依る」

- ・1937年段階

署名或いは批准した国は64カ国(9割以上)

日本は軍部の反対にあいながらも、1929年、田中内閣の時に留保なしで批准

- ・欠点(違反した場合の制裁規定をもたない)を欠点をもちつつも、戦争全体の違法性、戦争の一般的禁止(同476頁)、「侵略戦争の禁止」(秦郁彦「政治家の歴史理解」毎日.1988年5月23日)が定められた。

3) ハーグ条約、パリ不戦条約を破った日本

- ・1931 日本による満州侵略

この「パリ不戦条約」を世界で最初に破った(ハーグ条約も)のは、日本。

- ・育鵬社版教科書の記述

a) 関東軍は「満鉄路線を爆破して(中略)満州の各地に軍を進め」(227)

b) 「主要都市を占領し」(同)た

・だが、これが米軍の日本への爆撃と同様に「国際法で禁じられている商業地、住宅地にも無差別に行われ」た爆撃を起動力としたことを書かない。

・現地日本軍は暴走し、陸軍中央の再三の禁止命令を守らず、支配を拡大し、無防備・非武装都市・錦州を空爆し、市民に多くの犠牲者を出し、全満州を武力占領した。

4) 残り三本の指は自分に向く

・6年後の1937年 さらに日本政府は、盧溝橋事件に際して不拡大方針をとっているのに、現地（華北）の日本陸軍は「独自行動」を声明し、宣戦布告もせず、海軍は、1937年8月15日から4ヶ月以上も長崎県大村飛行場から中国の首都・南京に向けて渡洋爆撃を続けた。

・無防備、非武装都市・南京への無差別爆撃である。

・南京事件：南京城内での虐殺以前に、この渡洋爆撃の死者・負傷者を含めなければならない。

5) 一方、同盟国ドイツ

・1937年、ナチス空軍コンドル軍団がスペイン共和国の拠点都市・ゲルニカを空爆した。

・育鵬社版教科書には、ピカソの『ゲルニカ』の絵が紹介され、ドイツ軍が「無差別爆撃を行った」と書く

6) 日本の錦州・南京への空爆、後の武漢－重慶という無防備・非武装都市への空爆には全くふれない。中国の民衆からみると、ナチスドイツも日本も変わりはない。

・育鵬社版教科書

a) 「多面的・多角的」に考察し、被害者側に視点を移すという教育の初歩的方法が欠落

b) 米軍とドイツの空爆だけしか書かない。

自分だけ「いい子ぶる」教科書である。

「人差し指で他人の非を指摘すると、残りの3本の指は自分に向いているのです」（ドイツ初代大統領）。

7) 授業案 生徒には、日本が、大戦末期のアメリカの本土空襲、原爆投下に先立って、ドイツがゲルニカ、日本が満州、南京、武漢、重慶空爆を行ったことを資料や写真で説明することが望まれる。

(4) 多面・多角的考察のために：もう一つの明治憲法下の日本

① 明治憲法を自画自賛、そして自己矛盾

1) 明治憲法は「内外ともに高く評価されました」（184）と書かれている。

2) しかし「高く評価」しない論調もあった。

・明治憲法発布の翌日、横浜で発行されていたジャパン・デーリー・メール紙

「天皇はある条件のもとで勅令や命令を発することができ、官制や文官の任免、陸海軍の統帥、宣戦講和、戒厳、授爵・叙勲・大赦など強大な大権をもっていると指摘した。（中略）天皇によって任命され議会に責任をとらない内閣はドイツにならったものだと、暗に批判した。」

（江村栄一『明治の憲法』岩波ブックレット1992.6.19、P.2～3）

・『タイムズ紙』の批判的視点

「何でも取り入れる折衷主義に、譲渡不可能な皇帝大権を尊重する独特な考え方を加えたもので、絶対権力はやはり天皇にある。議院内閣制の不採用、立法府からの行政府の分離も、皇帝の神聖で譲渡不可能な権利をそのまま維持する必要があるからである」（同P.3-4）

3) 賛美のオンパレード

・「内外での高い評価」に加えて、人権、平和主義、主権などについて批判的視点のない礼賛が続く。

「君主権の強いプロイセン憲法を参考にしながらも、予算は議会の承認を必要とするなど、よ

り議会の力を強めたものでした」 (184)

「天皇はあらためて国の元首と規定され、各大臣の輔弼（助言）と責任により、憲法の規定に従って統治を行うものと定められました」 (184)

「政府から独立して裁判所で裁判を行う司法制度も整えられました」 (184)

「国民は法律の範囲内で、言論や集会、信仰などさまざまな自由が保障され」た (184))

「刑法・民法・商法なども制定され、さらには地方政治の制度も整備されました」 (184)

②反面教師に好適

1) 戦前、「自由」が保障されたのに、戦後、「自由」が認められた、という矛盾

・議会の力が「プロイセンより強」いのには、「国家予算に占める軍事の割合」 (231) のグラフを見ると、歳出額が約 380 億円の中で軍事費が約 7 割も占める異常な予算額が示されている。生徒は、これは議会の機能が果たされず、弱体化したのではないかと読み取ることができる。

・加えて「各大臣の輔弼（助言）と責任」が設定され、「さまざまな自由が保障され」、「地方政治の制度も整備」されたのなら、なぜ、敗戦後に「民主化といわれる新しい制度づくり」が始められ (P.254) たのか。この教科書は、賢明な生徒に、明治憲法そのものが反民主主義的な憲法であったのではないかと気づかせる反面教師の役割を果たすであろう。

2) 育鵬社教科書の記述に沿って、年表形式で論点を示す

・ 1889 (明 22) 大日本帝国憲法 (明治憲法) 発布

「内外ともに高く評価されました」 (184)

「さまざまな自由が保障され」た (184) 「地方政治の制度も整備された」 (184)

・ 1925 (大 14) 治安維持法の制定

「君主制の廃止や私有財産制度の否認などをめざす活動を取りしめる治安維持法を制定」 (217)

・ しかし空白：以下を記さず

治安維持法下の日本の実態は、描かれず：政治活動、政党政治、女性参政権、財閥、労働組合、小作制度、戦争を誰が支えたか（産業界）、言論統制、地方自治など

・ 一挙に戦後の「制度」すなわち新憲法下での戦後改革を記述

「治安維持法を廃止して政治活動の自由を認め」 (254)

「政党政治が復活」 (254)

「婦人参政権が初めて実現」 (254)

「産業や経済の面で戦争を支えたとして（不承不承の筆致：田村）、財閥が解体され」 (254)

「労働者の団結を認める労働組合法も制定されました」 (254)

「農地改革が行われ、小作人に農地が与えられて、土地をもつ農民（自作農）が大幅に増えました」 (254)

「戦前からの言論統制は消滅し、国民は言論の自由を得たと感じました」 (254)

「民法など多くの法律や制度も改められ、地方自治や教育基本法などが制定されました。」

(255)

・ 矛盾と反面教師役

この教科書は、生徒と教師が教室で反面教師として利用できる格好の教材である。明治憲法の項で「言論、集会、信仰などさまざまな自由が保障された」という記述は虚偽であり、真実は「政治活動の自由」「言論の自由」がなく、「言論統制」が行われていたことがわかる。

さらに女性に参政権はなく、「労働者の団結」権も存在しなかったこと、7割も占める軍事

予算の下で、戦争を推進したのは陸海軍だけではなく、財閥も戦争を支えたと書かれている。明治憲法下では「地方政治の制度も整備され」(184)たはずなのに、ここに女性は参加できなく、国政でも参政権がなかったことが示されている。

明治憲法の項では、一言の批判も書かなかった著者たちは、教室では、この教科書の記述に沿って戦後体制から明治憲法を振り返ることで、その学問的見識が疑われ、何とか明治憲法を擁護しようとする復古主義が批判される構成になっている。右翼思想が馬脚を現している。教室で反面教師として大いに利用できると思われる箇所である。

3) 歴代首相談話（村山・小泉・安倍）との整合性

・この教科書を反面教師に転換できる根拠

a) 第1に上でふれたように、この教科書自身が語る戦後の日本国憲法下の体制との比較である。

b) 第2に、歴代首相談話との整合性

◎村山談話

村山富市首相はその談話で、よく知られているように、日本は戦争をひきおこし、「国策を誤り」、「植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与え」たと述べた。

◎安倍首相談話

「進むべき針路を誤り、戦争への道を進」み、「外交的、経済的な行き詰まりを、力の行使によって解決しよう」とした

◎共通点

日本が国の針路を誤って、戦争を行った、という点

両者ともにどの戦争かを明示していない。しかし、1945年までの明治憲法下でおこした「国策、針路の誤り」であることは確かである。この「誤り」は、明治憲法そのもの、そしてその憲法体制下の日本の歴史を批判的にとらえることからしか説明できない。神仏が「誤」らせたわけではないからだ。

c) ここでもこの教科書は絶好の反面教師役が務まる。

議会の力が弱く、70%もの軍事費を計上し、言論の自由を始めとしてさまざまな自由が保障されず、労働者も女性も団結し、発言する自由が存在せず、土地無き農民が貧困であったから、軍と産業業界が戦争を推進することができた。こうして日本は国策と針路を誤った。その原因は、この教科書を学ぶことにより、明治憲法とその体制にあることが教室で明らかになる。

4) 明治憲法：他の教科書との比較

・天皇主権であり、憲法はこの天皇が国民に憲法を与えるという欽定憲法

・天皇と国民の関係は主人と家臣・従者（臣民）の関係であった

・女性参政権がなく、女性の政治活動が禁止されていたこと

・制定の過程は非公開

・家父長制度の下で個人が、とりわけ女性が苦悩していたことを推察させる書き方

◎明治憲法への批判的視点があってこそ、「国策を誤り」、アジア太平洋戦争を引き起こした日本が、なぜ戦後に国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という三原則を特徴とする現憲法を制定したのか、その理由が明らかになる。

・他社の教科書の具体的記述

a) 帝国書院

「大日本帝国憲法では、主権は天皇にあると定められ、軍隊をひきいる権限、外交権や戦争開始・終結の権限なども天皇にありました。（略）」(166)

「憲法によって男性の権利が認められるようになった一方、女性の権利は制限を受けました。自由民権運動には女性の参加者もあり、男女同権を主張していました。しかし、女性には選挙権が与えられず、「1880年の法律で、女性は政治活動も禁止され、政治の世界から締め出されました。また、江戸時代から続く、男性を一家の中心とする考えが民法などの法律に定められ、女性は『家制度』のもとにおかれました」（167）

b) 東京書籍

「1889年2月11日、天皇が国民にあたえるという形で大日本帝国憲法が発布されました。」
「憲法では、天皇が国の元首として統治すると定められ、（略）また、内閣については、各省の大臣は天皇に対して個々に責任を負うとされたために、議会との関係は不明確でした。議会の権限にはさまざまな制限がありました。（中略）また国民は『臣民』とされ、議会で定める法律の範囲内で言論、出版、集会、結社、信仰の自由などの権利が認められた（159）
「（衆議院議員の選挙権は）「総人口の1.1%（約45万人）にすぎませんでした。」（同）

c) 教育出版

「憲法案は、枢密院での非公開の審議を経たのち、1889年2月11日、大日本帝国憲法として、天皇から国民に与えるという形で発布されました。」（162）

「『家』が個人よりも重んじられ、結婚は『家』と『家』との結びつきとみなされました。家長の権限が強く、財産の相続では男子、特に長男が優先されるなど、男女平等という考え方は十分ではありませんでした。」（同 163）

(5) 多面・多角的考察のために：もう一つの天皇像

① 「国民救済」の天皇像

1) この教科書は、昭和天皇を以下のように賛美する。

- a) 開戦を回避できず、「やむを得」（257）ずに宣戦布告の公文書を出した。
- b) 敗戦前に、天皇への配給食を国民と同じにせよと命じ「粗末な食事をとっていい」（257）た。
- c) 空襲で焼けた宮殿の建物の再建を許さず「防空用の建物」（257）に住んでいた。
- d) 天皇は、開戦とともに、「民をおもひて」「終戦を決断した」。（257）
- e) 敗戦直後にマッカーサーを訪問した天皇は「私の身はどうなろうとかまわないから、国民を救ってほしい」（257）という言葉を出した。
- f) 戦後すぐに「国民を励ま」（157）そうと、巡幸を始めた
- g) 晩年も庶民の暮らしに「思いを寄せていた」（257）

2) 戦争責任

- a) 天皇は、「やむを得ず」開戦し、（d）「民をおもひて」（259）終戦を決断したという・開戦も終戦も天皇の決断だとすると、戦争の責任が問われるはずだが、このテキストにはこの視点が一切無い。
- e) 「私の身はどうなろうと・・・」と発言したという・この言葉は『マッカーサー回顧録』に出てくるだけで、他の資料には存在しない。例えば、同席した通訳の記録にも無い。
・加えて、マッカーサーにとり、天皇は、日本統治のために利用したい存在であった。利用するためには、身を捨てて、国民を思った、ともしあげる方が成功率は高い。

② 教科書の他の箇所と矛盾：「救済」像と降伏決断の遅れ

1) 時系列に沿った天皇発言と犠牲者数

資料提示：1,2、教科書の記述：3～6

1. 1945.2.14 近衛文麿の昭和天皇への進言

(a) 「この戦争に負けることは確実です。(中略) 天皇制を守るためには1日もはやく戦争を終わらせる方法を取るべきだと確信しています。」(『木戸幸一関係文書』川島孝郎『歴史ファックス』日本書籍、P.80)

(b) これに対する昭和天皇の発言は以下の通りである(同)

「戦争を終わらせるにしても、もう一度どこかの戦場で勝利してからでないともむずかしい。」

2. 1945.2.16

(c) 天皇が終戦に反対し、戦争を継続させたことは、次の資料でも明らかである。

「天皇は、梅津参謀総長および海軍が今度は台湾に敵を誘導することが出来ればたたくことが出来ると云っておるし、その上で和平交渉に入ってもいいと思うとおっしゃった」

(『細川日記』1945年2月16日、同)

【1945.1～4 段階：ナチスドイツ(1945.5.8 敗戦)】

「(ナチス・ドイツの) 治安当局は、厭戦ムードの広がりを恐れ、どんな小さな抵抗の芽も見逃さず、厳しく取り締まった。密告にもとづく逮捕件数が急増し、国民に対するテロ支配の本質が、この期に及んではっきりと現れてきた。ヒトラーは最後まで徹底抗戦を訴えた。(略) ナチズムの思想をたたき込まれた十代の若者が国土防衛に身を投じ、その多くが犠牲となった」(石田勇治『ヒトラーとナチ・ドイツ』講談社現代新書、2015、P.342)

3. 1945.3～東京大空襲

「東京大空襲は、死者約10万人、焼失家屋約27万戸という大きな悲劇をもたらしました」(239)

4. 1945.3(遅くとも) 沖縄戦

「(1945年) 6月、日本軍は壊滅しました。県民も含めた日本側の死者は18万～19万人にのぼり、(中略) 戦闘がはげしくなる中で逃げ場を失い、集団自決に追い込まれた人々もいました」(239)

「危険な看護活動を行い、ひめゆり学徒隊のうち半数以上が沖縄戦で命を落としました」(242)

5. 1945.8.6, 8.9 原子爆弾

「想像を絶する高熱と爆風が約14万～15万人の一般住民の命をうばいました。(略) ふたたび長崎に投下され、約7万～8万人が犠牲となりました」(240～241)

6. 1945.8.9 ～満州移民

「満州・北朝鮮にいた約200万人の人々は、ソ連軍の攻撃や略奪にあい、多くの犠牲者を生みしました。「(シベリアなどに連行され) 6万人以上の人々が死亡しました(シベリア抑留)」(241)

2) これらの犠牲者数

1. 55万人以上～58万人以上となる(但し、満州移民の死者数が具体的に書かれていない)

2. 東日本大震災の「死者・行方不明者は2万人近くに達しました」(P.272) と比べると、被害者数の大きさが分かる。

3) 天皇の戦争責任の有無

1. 特記すべきは、早期に天皇が終戦を決断していれば(a～c)、これらの犠牲者(3～6)はでなかったことである。賢明な中学生ならば、なぜ天皇は終戦の決断を下さなかったのかを知る。そしてこのことは、戦争責任の有無を教室で議論することを可能にする。

2. この時期、戦争を指導していたグループは、徹底抗戦を主張する主戦派の陸軍と、ソ連の仲介を期待する宮中派に分かれていた。天皇は①主戦派に立ち、戦争継続の意思を持ち続けながら、

②全く可能性のなかった敵国・ソ連の和平交渉に希望をつなぎ、また③ひたすら天皇制（国体の護持に関心を注ぎ、ポツダム宣言を受諾し（1945年8月14日）、降伏するまでの約6ヶ月の間、国民の命を救う手立ては何一つ取らなかった。天皇制を護るためには、「もう一度どこかの戦場で勝利し」「台湾で敵をたたく」という戦争継続論を主張していた。

3. その結果、東京大空襲、沖縄戦、広島・長崎への原爆、満州からの逃避行の犠牲者が生じ、その死者は55万～58万人以上を数えた。この教科書には日本全国各地での空襲による被害者が書かれていないので、これらの実態とその犠牲者数を55万～58万人に加えなければならない。

4. 真に(e)「国民を救い」、(g)「庶民の暮らし」を「思う」ならば、天皇制存続のために50数万人以上の命を犠牲にしてはならなかった。中学生は、資料による天皇の戦争継続の姿勢と、育鵬社版教科書自身が語る犠牲者数の意味を、上記3～6の被害の歴史で知ることができるであろう。

5. これは歴史的事実の問題であり、イデオロギーの問題ではない。また天皇制に賛成反対の立場とも関係が無い。

4) 授業案 この問題の教材化を一案として提案したい。

設問

①皆さんの教科書には、1945年3月～終戦までの犠牲者数を以下のように記しています。（239～242）

東京大空襲（1945年3月、死者約10万人）、沖縄戦の犠牲者（遅くとも1945.3月以降 18万～19万人）、原子爆弾の投下（8月6日、9日 14万～15万人、7万～8万人）。

これらの犠牲者数は、約55万人以上から58万人以上となっています。

②次の二つの資料（上記(a)～(c)）は、終戦の約6ヶ月前の昭和天皇と側近との対話です。

これを読んで、次の問題を考えましょう

問い：東京大空襲から終戦までの犠牲者の生じた月日と、昭和天皇の発言の月日を比べてみましょう。比較により、皆さんの考えをまとめましょう。

③授業のねらい

ここにある死者数は、すべて1945年の3月以降～終戦までのものである。東京大空襲（1945年3月）、原子爆弾の投下（8月6日、9日）、沖縄戦（遅くとも1945.3月以降）で約55万人以上から58万人以上となる。これを東日本大震災の「死者・行方不明者は2万人近くに達しました」（P.272）と比べると、被害者数の大きさが分かる。生徒は、早期に天皇が終戦を決断していれば、これらの犠牲者はでなかったことを知る。賢明な中学生は、天皇の終戦の決断の遅れと、天皇の戦争責任を読みとることができるであろう。

(6) 多面・多角的考察のために：ふれない戦後補償

①「過酷な、厳しい労働で苦しみを強い」た労働

1) 第二次世界大戦での日本の戦争目的を「欧米による植民地支配からアジアの国々を開放する」（236）と説くこの教科書には、日本が行った侵略と植民地支配、戦争犯罪への反省はそもそも期待できない。

2) しかし、冷戦終結後、日本の内外で日本の加害責任を追及する声は大きくなり、この教科書もこれを無視できない。わずかだが<強制労働>と読める労働は以下のように一部ふれている。

「日本軍によって、現地の人々が過酷な労働をさせられ」（237）

「朝鮮や台湾にも砲兵や徴用が適用され（中略）人々に苦しみを強い」

「日本の鉱山や工場などに徴用され、きびしい労働がしいられ」た（238）

3) 「過酷な、厳しい労働」で「苦しみ」を強いたならば、謝罪し、補償しなければならない。

②強制労働の実態

1) 「華人労務者就労事情調査報告書」（外務省自身が1946年に作成、1993年に「発見」される）

1943年以降 中国大陸から日本に強制連行され、労働させられた中国人は38930人

うち死亡が6830人（17%）、失明が217人

責任の所在 職場の6人に1人を殺すような労働環境での労働は、国策として連行してきた国と、労働を強いた企業の双方に責任がある。

2) 2007年 最高裁判決：西松建設の強制連行・労働訴訟

1. 被害者の補償請求は認めなかった

2. 強制労働の事実を認定

「被害者らの被った精神的、肉体的苦痛が極めて大きく、同社が中国人労働者らを強制労働に従事させて相応の利益を受け」た。

3) 2014年 文科省は「改訂検定基準」で政府見解や最高裁の判例に基づく記述を求めた。

1. 最高裁判例の「強制労働」は、各教科書会社は書き易いはずである。

2. 4社（帝国、育鵬、東京、清水）でこの歴史的用語を書いた会社はない。「慰安婦」も無残に削られている。

3. 「戦後補償」にふれているのは帝国書院のみ(239)。

「日本が太平洋戦争中、植民地支配を行っていた国々への補償・賠償について、政府は平和条約などで解決済みとし、個人補償の請求は退けてきました。しかし、戦時下における朝鮮や中国の人々のようす明らかになるにつれ、それらへの責任問題が裁判に持ち込まれるようになってきました」

(7) 多面・多角的考察のために：「国家に帰属しない」人々を無視

①露骨な国家主義

1) 臣民化教育（公民教科書）

1. 曾野綾子氏の主張：「国家なくして人間なし」（公民教科書）

この教科書には人間を、国家に無原則的に依存させる視点が頻出する。なかでも曾野綾子氏のコラム「よき国際人であるためには、よき日本人であれ」は、この典型である。氏は次のように主張する。

「人は一つの国家にきっちりと帰属しないと、『人間』にもならないし、他国をも理解することもできない」（13）

2. 自己矛盾：歴史に無知、さらに育鵬社版公民の他の箇所と矛盾

育鵬社公民教科書は「日本の伝統文化の特徴」として「日本人は古くから自然を信仰し（中略）、神道を大切にしてきました。」「狩猟・採集時代から（略）おそれと感謝の念」（26）を育ててきたという。しかしこの時代、日本に国家は存在しない。したがってこの時の「日本人」は、帰属する国家がない。曾野氏の説明によればこの「日本人」は『人間』ではないことになる。

3. 歴史の常識では、7世紀末以降の天武・持統朝に、国家が成立した。するとそれ以前の縄文・弥生時代の人々は『人間』ではないことになり、『人間』ではない人が日本の伝統文化をつくったことになる。なお、同じ育鵬社の『新編 新しい日本の歴史』（2015年）では、「国作づくりが着々と進んだ7世紀から8世紀」（51）と書かれている。

4. 国家が存在しようがしまいが、『人間』や文化は存在してきた

2) 現代にも無知

1. 「国家にきっちり帰属しない」人々は世界中に存在してきたし、現在も存在している。

a) クルド人（世界最大の国家を持たない民族）、ロマ民族など

b) ユダヤ系市民

イスラエルがユダヤ系市民を中心に国家を成立させたのは第二次世界大戦後

アインシュタイン、トーマス・マンなどユダヤ系著名人がノーベル賞を受賞したのは、イスラエルの国家成立以前である。音楽では、メンデルスゾーン、ヨハンシュトラウス、マーラー、シェーンベルクらも、「国家にきっちり帰属」せず、研鑽に励み、「根無し草の時代」に作曲・指揮活動に励んだ。こうしたユダヤ系の人々は、芸術家、学者、政治家、宗教家、アスリート等歴史上にきら星のように登場する。

2. 国家への帰属は『人間』化への要件ではない。生徒は理解に、教師は教え方に苦悩する。

3. 国家への帰属：無批判に帰属＝臣民化（明治憲法）、≠主権者

3) 『私たちの道徳』（中学校）にも同様の記述

1. 「日本人の自覚をもち世界に貢献する」（212）とう第10章に、以下の記述がある。

「世界の国や地域には、その国の自然や伝統に根ざした独自の文化がある」（215）

ここで「世界の国や地域には、その国や地域の自然や伝統に根ざした・・・」とは書いていない。

2. 独自の文化は、「国」に根ざす、という誤った文化論

<国や自然が独自の文化を生む>のではなく、<国のみが独自の文化を生む>という偏狭な文化観。文化も「国」に依存し、人間も「国家」に帰属させる国家主義。ここからは、地方の独自の文化は存在意義を失う。

4) 「帰化人」と「国」（歴史教科書）

1. この教科書には、わが「国」にきた「帰化人」という用語が35頁だけで4度も使われている。

見出し語で「帰化人が伝えたもの」

「戦乱の続く朝鮮半島や中国から多くの人々が一族でわが国に移りすむようになりました。

この人々を帰化人（渡来人）といいます。」

「朝廷や豪族は（中略）帰化人を手厚く迎えました」

「帰化人は（中略）わが国の発展に大きな役割を果たしました」

そもそも「帰化人」が来たとする6世紀前半までに、日本は国家が建設されていない。したがって「わが国」に移りすんだという表現は正確ではない。

また、「帰化」は国家への帰属を意味するので、国家の成立以前の日本に、「帰化」という用語はふさわしくない。

さらに「弥生時代の国々」（P.29、歴史）で描かれる「邪馬台国には文字をあつかう役人や身分の高い人々が存在し、国の統治の仕組みが整えられていたと考えられます」（同）も、国家成立以前の統治の仕組みの説明としては、誤りである。

2. 「帰化」の外国人排除思想

帰化とは、外国人との交流に於いて、外国人との対等な相互交流と共存をめざす<統合>という理念とは異なり、相手の国の制度などへの一方的な<同化>が帰化である。教科書が書く6世紀前半は、日本に国家が成立していない。帰化という用語を用いたこの教科書は、現在の国家像を過去に投影し、そのことで6世紀前半より遙か以前から日本に国家が存在したとする国家至上主義を広めている。

国が動乱期であったり「戦乱が続く」時、多くの人々が国境を越え移動、「流出入」する。移動は、「流入」だけでなく、「流出」もあり、「帰化」はふさわしくなく、また＜一方的にやってくる定住する＞視点をベースに据えた「渡来人」も再考を要する用語である。その意味で「移住」という視点が強調され始めている。今日、国際条約は、「移住労働者条約」である。かつては今も、双方向なのである。

(8) 多面・多角的考察のために：労働者不在（公民教科書）

① 「消費者イコール労働者」ではない

1) 対の概念：「消費者と企業家」の誤り

書かれているのは労働者ではなく、「消費者」になっている。

「消費者のためになる商品が生まれて売れ行きがよければ、企業家の事業は成功し、利潤とともに賃金も上がります。」（147）

誰の賃金であろうか。この書き方では、労働力を売る人が出てこないの、労働者ではなく、「消費者」の賃金であると読める。だが当然のことながら、消費者＝労働者ではない。

2) 資本主義社会・経済

1. 資本主義社会・経済の特徴には、少なくとも以下の3点をあげる必要がある。

a) 生産手段の私的所有（育鵬社公民 146）

b) 私企業による利潤追求の自由が認められている（育鵬社公民「利潤（もうけ）を目的として生産活動を行っています」 147）

c) ほぼすべての財とサービスが商品として生産される。

労働力までが商品となる（「労働力の商品化」、東京書籍のみ 118）

2. 「労働力の商品化」(c) 視点が育鵬社版に欠落

「労働力も一つの商品として売買される」ので

→ **「労働者と企業の関係も必ずしも対等ではありません」**（東京書籍、同）

→ 労働力が市場で売れない（雇用されない）と→原則的には労働者は生活を営めない。

→ 物品の場合：売り手は、望む価格で買ってもらえなければ、売らなくてもよい。

販売が拒否できる。等価で交換できなければ、売らない自由を持てる。

→ 「労働力という商品」の場合

：売れなければ→人間そのものの維持ができない。

売り手（労働者）：物品と異なり、販売は拒否できない。

いくらで売れるか—これを決める労働市場では売買関係は「対等」ではない。立場の弱い労働者が望む価格とおりにはない。

→ 「労働力商品」通常、低く買いたたかれる。等価での交換が実現できない。

→ **団結をして、いくらで売れるか、等を含む労働条件を労使で取り決める必要がある。**

→ こうして労働者は**労働三権（団結権、団体交渉権、争議権）を権利として獲得。**

憲法で保障→労働三法（労働基準法、労働組合法、労働関係調整法）が制定

→ 東京書籍の記述。

「労働者も、ひとたび団結すれば、使用者と対等の立場で賃金、労働時間、労働環境などの労働条件を取り決めることができます」（同、119）。

「政府も、労働組合を結成したり、労働争議を行ったりすることを労働者の権利として認めるようになり（中略）これらは労働三法と呼ばれます」（同）。

3) 人権意識の希薄

育鵬社版<1>資本主義社会では人間の能力すなわち労働力の商品化にふれないので、なぜ労働三権が権利として保障されるのかが説明されていない。

2 採択させないために

(1) 東京都

①東京 23区全部の教育委員会が育鵬社を不採択

大田区（28校・3500冊）も逆転不採択

②都下：武蔵村山市が前回に引き続いて、小笠原村が今回初めて育鵬社を採択。

(2) 大田区の教育委員会

①採択結果

	2011. 8	2015. 8
歴史		
育鵬社	3	1 教育長（教育委員兼務）
東京	2	4
		1：「個人の尊厳、人権、女性、民主主義の意義」
		2： 歴史学力が学力調査で低い（？）
帝国	1 櫻井光政	1 委員長職代理（弁護士）

②市民の傍聴

- ・教育委員の教科書支持の表明を傍聴者の前で
- ・住民自身の監視が重要

③2015 採択（採択変更）

区民の関心は高く、寄せられた意見

：4年前の10倍、1382通

学校からの意見：28校全校から寄せられ、いずれも育鵬社や自由社の採択に反対するものが多数（大田区元教育委員長、弁護士・櫻井光政氏）

④大田区元教育委員・櫻井光政氏の見解

- 1) たくさんの意見が教育委員会に伝わったことが大きい
- 2) 教育委員の皆さんが、真摯にそれを受け止めた。
- 3) 2012年5月に区民の方が主催した講演会で、教科書採択に関する自分の考えを話す講演録を小冊子にまとめたものを、一緒に教育委員を務めた同僚たちにも送る
陰で負け惜しみのようなことを言うのではなく、オープンな場で、お互いの考えを交換したかったから

【ブックレット「大田区元教育委員長?櫻井光政氏が語る『社会科教科書採択にあたって私が考えたこと』講演録」公正な教科書採択を求める大田区民の会?編、2013年第1刷発行】

(3) 運動の経過

①2001 「公正な教科書採択を求める大田区民の会」結成（自 12）

個人加盟、定例学習会、ニュース発行、チラシ配布

様々な区民と連携した集会、駅頭宣伝、区庁舎包囲行動

育鵬社版、自由社版（最初は扶桑社版）採択の動きを阻止

2011 運動に緩み（自 12）

1) 成功体験の結果

2) 教育委員長が信頼できる弁護士であったことから油断

3) 水面下の日本会議側の採択運動

→教科書展示：区民意見が育鵬社版、自由社版支持意見を下回る状況

育鵬社版 79 件/区民意見 134 件

②2011 育鵬社版採択

育鵬社：賛成 5 名 反対 1 名（委員長：弁護士・櫻井光政氏）

直後から区内の様々なグループが逆転に向け動き出す

「区民の会」の運動

ほぼ月一回の例会で学習

区民への宣伝、教育委員会の傍聴、教育委員会への要請や区内中学校への申し入れ

諸団体間の連携不足（自 12）

③2012.5.20 櫻井光政さん（育鵬社版採択時の教育委員長）の講演会

当事者が語る講演会

→大きな関心、多様な分野の区民が 90 人近く参加、規模の点でも成功

→様々な人びとの独自の行動を刺激し、その後の運動の広がり大きな力を与える

→「区民の会」が編纂した講演録パンフレット

が評判を呼び、多くの区民に手渡され、区内の様々な場で活用され、運動の広がりを助けた。

④対立の枠組みを乗り越えて

2014.夏 子ども連の活動が再開（自 13）

1) 育鵬社版教科書不採択の一点で共闘拡大

2) 過去に育鵬社版教科書を推薦した委員に、批判ではなく、共同して大田区の教科書を考える活動を行う

3) 区内団体のつながりを拡大する

4) 子育て世代を運動の中心に据える努力を行う

2015.2.1 決起集会 約 300 名

2015.2.1 決起集会以降

1) 広く教科書問題を知らせる活動を行う（自 13）

育鵬社版教科書の問題点を知らせるチラシの作成（5 万枚）

小規模学習会

各団体（中学校校長会、PTA など）への訴え

教育委員会への申し入れ、傍聴、

宣伝（街頭、ツイッター、フェイスブック）

2015.6 教科書展示会での区民意見

- 1) 学習会：「どのように意見を書けば良いのか」等のレクチャー（自由法曹団）
- 2) 区民意見数は1382件（大田区教委発表）：前回の10倍
前回：歴史に関する学校意見が2件だけ
今回：全校（28校）
区民意見、学校意見とも、育鵬社版に否定的と教育委員会に報告される

2015.6.7 「教育のつどい」：別個に運動を展開してきた主要6団体が一同にそろう

- 1) 「新しい中学校検定教科書を考えるつどい」の共催者に
- 2) 初の共同行動：日教組+都教組
区民に希望、会場から溢れる200人を超える参加者 ⇒熱気と行動への意欲
- 3) 情報公開→前回の区民意見を参考
特定の教科書を抽象的に非難するのではなく、どんな点が、どんな理由で問題なのか、を書く方針。そのための各教科書の要点をまとめた資料を配付（220名参加）

2015.6.5~7.2 教科書展示会：区民の投稿可能

- 1) 教育委員会傍聴参加の呼びかけ、定期的なニュースの発行
街頭宣伝→区民に意見表明の呼びかけ、教育委員会へ手紙を書くよう呼びかけ
- 2) 区長、区議会議員候補へのアンケート、校長会へのチラシ配布、PTA連への働きかけ
学校意見を尊重すべき→区内全中学校を訪問、学校意見を提出するように要請
- 3) 区内各駅前で街頭宣伝/毎週
教育委員の住所が公開されている→教育委員宅の最寄りの駅等で宣伝

区民意見：1382通=前回×10、うち93%が宇鵬社版に否定的

学校意見：前回×5

○教育委員会に傍聴希望者が殺到：傍聴席、当初予定 30席 ⇒50席、90と拡張

2015.7.22（採択直前）130人以上

2015.8.5（採択日）200人以上

両日：傍聴受付に先立つ教育委員激励集会/区庁舎前、多数の区民と共に

8.5 次世代の党の区議が早々に引き返す

⑤今回の採択変更の原動力

区民の立ち上がり（『かけはし』）

学習会/各地区：20回以上（自14） 街頭宣伝：13回 署名：1400筆→教委

各団体からの意見書→教委 マスコミに取り上げてもらう努力（自由法曹団）

学校意見：歴史・公民 30以上が提出され、育鵬社版に肯定的な意見はそれぞれ2つのみ
長年の対立を克服した共同行動（『かけはし』）

貴重な経験を区民に残す（『かけはし』）

教育委員の覚悟（前回：育鵬社→今回：異なる教科書）と検討（自由法曹団）

↑

地道な運動、多方面からの働きかけ ⇒世論

（・『かけはし』2015年8月24日号、

・自由法曹団『2015年 教科書採択問題の取り組み』2015.10

(4) **鳥根県益田教科書採択地区** (益田市・津和野町・吉賀町)

- ① 前回、採択理由：益田出身の医学者の名前が唯一掲載されていること等
- ② 今回、県教職員組合：市民集会やリポートで問題点を訴える
3 教委に教員の意見が採択に尊重されるよう要望

(5) **採択させないために**

- ① 大田区の取り組みに学ぶ
- ② 採択を阻止した人々（教組、市民、ネットワーク・・・）の人々に小松（金沢、加賀）に来ていただき、話を聞く、シンポジウムに招く
- ③ 教育委員をも招き、議論する

目的

- (1) 教委よりも、市民に議論を喚起
- (2) 「教育委員にもたくさんの意見を伝」える（上記・大田区元教育委員櫻井光政氏の見解）